○ 主文 本件各控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

控訴人

1

原判決を取り消す。 本件を岐阜地方裁判所に差し戻す。 2

被控訴人ら

主文同旨

当事者の主張

当事者双方の主張は、原判決の事実欄第二に、被控訴人らに関し記載されている部 分のとおりであるから、これを引用する。

第三 証拠(省略)

〇 理由

当裁判所も、控訴人の被控訴人らに対する本件各訴えは、いずれも訴えの利益がなく、不適法として却下すべきものと判断するが、その理由は、原判決二五枚目裏七行目の「争いの事実」を「争いのない事実」に訂正するほか、原判決の理由説示 中、被控訴人らに関し記載されている部分のとおりであるから、これを引用する。 よって、控訴人の被控訴人らに対する本件各訴えを、不適法であるとして、いずれ も却下した原判決は相当であり、本件各控訴は理由がないからこれを棄却すること とし、控訴費用の負担につき、民事訴訟法九条、八九条を適用して、主文のとおり 判決する。

(裁判官 塩崎 勤 河邉義典 岡本 岳)